平成２８年（フ）第１４１３号
さいたま市北区日進町１丁目579番地１　エミネンス106、旧住所東京都中野区新井４丁目32番９－207号
債務者　たなかかっぺいこと　田中　勝平
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４１８号
埼玉県川口市西川口２丁目11番８－302号スカイコート西川口８
債務者　油座　　稔
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４３８号
埼玉県戸田市喜沢２丁目40番地の８　ハイツ武内Ｂ－102号室
債務者　保坂真理子
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４６１号
埼玉県北本市栄７番地　１－20－403
債務者　大野加代子
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４８５号
埼玉県桶川市寿２丁目４番18号　ＴＯＰ桶川第３－104号
債務者　小松　哲雄
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５０４号
さいたま市岩槻区本町６丁目２番21号　紙善ハイツ晩鐘206
債務者　三壁　竜大
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５２０号
さいたま市見沼区島町266番地４
債務者　川上　晶磨
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５３５号
さいたま市中央区下落合７丁目４番６号　パレス与野本町Ⅱ－104号、旧住所さいたま市中央区下落合５丁目13番16号　ふくハマンション203号
債務者　下田　沙織
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５３９号
埼玉県川口市上青木６丁目20番８号　コスモヒルズ102号
債務者　永澤　信子
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５５号
長野県上伊那郡南箕輪村2380番地1079　特別養護老人ホーム　コンソール大芝
債務者　小嶋　　共
1　決定年月日時　平成28年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（フ）第３３８号
沖縄県那覇市古波蔵１丁目６番39号　城間アパートＡ－203
債務者　名嘉眞武光
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１８号
山口県萩市大字江崎第9223番の３地
破産者　有限会社梅津電機商会
1　決定年月日　平成28年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所萩支部

平成２８年（フ）第１１２号
千葉県木更津市畑沢南１丁目２番50号
破産者　磯部　幸子
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第２４０号
大分県臼杵市大字井村字井ノ上2838番地の１
破産者　株式会社神道建設
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第９３３号
札幌市中央区北20条西15丁目３番26号
破産者　株式会社ケイホーム
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７号
釧路市阿寒町阿寒湖温泉１丁目４番23号
破産者　株式会社吉田屋本店
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第２１３号
茨城県水戸市千波町2804番地４
破産者　株式会社フェリス
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１３９号
群馬県高崎市上中居町43番地１
破産者　株式会社ワークフィール
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部